

# 2025年大阪・関西万博を契機としたクラフトフェア企画・運営業務仕様書

## 1 業務名称

2025年大阪・関西万博を契機としたクラフトフェア企画・運営業務業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的

大阪・関西万博奈良県実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、大阪・関西万博開催期間中を中心に、県内誘客に向けたイベント等を実施予定であり、本業務は、上記イベントのうちクラフトフェアの開催に係る業務である。

クラフトフェアの実施等により、万博を単なる一過性のイベントではなく、奈良県の観光・産業が抱える課題を解決していくための推進剤（きっかけ）として事業を展開し、奈良県を訪れた多くの方への県内製品及びモノづくりの魅力発信や地域の新たな産業観光コンテンツ造成につなげることを目的とする。

### 【クラフトフェアの概要】

奈良県の優れた県内製品（工芸等）を積極的にPRすることを目的とし、歴史を有する伝統工芸品や高い技術を誇る工業製品、木製品、農産加工品を一堂に集めたイベントとして奈良県内において開催。併せて、県内の農産物を使った食の提供、県内の旬の農産物や特産品のマルシェ等を実施。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

## 4 委託上限額

58,830,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 委託業務内容

本委託で実施する業務は、次の（1）から（4）までとする。

なお、本業務の実施に当たっては、実行委員会に加え関連各業務受託者を含む関係者と十分に協議及び調整すること。

（1）運営計画の策定

（2）運営マニュアル及び危機管理マニュアル等の策定

(3) 運営事務局の設置

以下、(4)を行う運営事務局を設置すること。

(4) 県内におけるクラフトフェアの開催（計4回）

実行委員会で実施予定の万博開幕直前イベントに合わせてプレとして1回、万博開幕期間中に3回、クラフトフェアを実施することで、万博を通して奈良県を訪れた多くの方へのモノづくりの魅力発信や地域の新たな観光コンテンツ造成につなげる。

なお、クラフトフェア内でこども向けイベント、ステージイベントの実施、ワークショップの開催も可とする。

〈第1回目〉（プレ）

時期：令和7年3月頃（開催日数1日想定）

場所：奈良公園周辺

想定参加人数：1,000人以上（出入り自由）

想定ブース出展数：10ブース以上

備考：3月下旬、実行委員会が奈良春日野国際フォーラムで実施予定の万博開幕直前イベントに合わせて行うことを予定している。

〈第2回目〉

時期：令和7年6月頃（開催日数3日想定）

場所：奈良県中部地域（橿原市、桜井市、天理市周辺）

想定参加人数：1,000人以上（出入り自由）

想定ブース出展数：30ブース以上

〈第3回目〉

時期：令和7年8月頃（開催日数3日想定）

場所：奈良県北部地域（奈良市、生駒市周辺）

想定参加人数：1,000人以上（出入り自由）

想定ブース出展数：30ブース以上

〈第4回目〉

時期：令和7年10月頃（開催日数3日想定）

場所：奈良県南部地域（吉野町、下市町周辺）

想定参加人数：1,000人以上（出入り自由）

想定ブース出展数：30ブース以上

※実行委員会が令和6年度に実施しているブランディング事業の参加事業者をブース出展者に含めることを想定している。

【参考URL】2025年大阪・関西万博を契機としたブランディング事業

<https://www.pref.nara.jp/66876.htm>

※大阪・関西万博会場（EXPOアリーナ）にて行われる奈良県催事（別紙「2025

年万博会場内における催事」参照) 及び同時期に県内企業が実施するオープンファクトリーとの連動も想定している。

※具体的な日程、開催場所、ブース出展者等については、契約後に実行委員会と協議の上、確定すること。

ア クラフトフェアの企画提案、計画策定、打合せ

実行委員会の意見等を踏まえ、各クラフトフェアごとの地域・ターゲットに合わせた企画提案、計画策定、打合せを行うこと。

イ クラフトフェア会場のレイアウト等調整

実行委員会の意見等を踏まえ、クラフトフェア会場のレイアウトや会場運営計画等を策定及び適宜修正を行うこと。なお、会場予約、会場使用料の支払いは受託者が行うこと。

※多数の来場者が見込まれる場合は、スムーズな誘導及び雑踏事故が起らないような導線等を策定すること。

※必要に応じて展示設計のパス、図面等を随時提出すること。

ウ 出演者との調整

ステージイベントを行う場合、出演者の実施に係る一切の調整業務を行うこと。(事前打合せ、出演料の調整、出演料の支払い、会場誘導等)。なお、登壇者の選定については実行委員会と相談の上、決定すること。

エ クラフトフェア運営に必要な人材の手配・業務指示

会場運営計画に基づき運営に必要な人材(アルバイトを含む)の手配並びに業務指示を行うこと。

オ クラフトフェアに関する広報

万博の来訪者や県民に到達する効果的な事前告知手法(テレビ、ラジオ、雑誌、SNS等)の活用や、チラシ・ポスターの作成を行い、ターゲット層に届く周知及び宣伝を行うこと。

会場周辺に広報看板を設置すること。

カ クラフトフェア出展者の募集・調整

受託者は工芸品(木工・陶芸・ガラス・皮革・金工など)だけでなく、工業製品、木製品、農産加工品や食品など、幅広い分野の事業者から出展者の募集を行うこと。

クラフトフェアに出展する者の募集、選定、調整等、実行委員会と協議の上、行うこと。

※5(4)に記載の通り、実行委員会が令和6年度に実施しているブランディング事業の参加事業者をブース出展者に含めることを想定している。

【参考URL】2025年大阪・関西万博を契機としたブランディング事業

<https://www.pref.nara.jp/66876.htm>

## キ イベント当日の運営

会場装飾・設営・撤収、受付、当日の来場者管理、イベント進行管理、会場内運営（音響・照明・映像・撮影等）、警備及び各ブースの運営サポート等を行うこと。

### ① 会場装飾・設営・撤収

- i 会場使用料については、受託者が負担する。
- ii その他業務の遂行に必要な、付帯設備等（机、ゴミ箱等）の設営・撤去、及び必要な許認可手続きも適切に行うこと。
- iii その他出店に要する経費は、委託料に含めるものとする。
- iv 業務の遂行に必要な備品の調達及び撤去を行うこと。なお、受託者が用意する備品について、会場施設保有物や他施設借用物品との判別が可能な状態にすること。また、その取扱いについては適切に行い、破損又は汚損した場合は、受託者の責任により原状回復すること。
- v 会場設営及び撤去にあたっては、安全性に十分配慮するとともに、作業従事者及び第三者に危害が及ばないよう、安全対策に必要な措置を講じること。また、既存施設を破損又は汚損しないよう十分留意することとし、破損又は汚損した場合は、受託者の責任により原状回復すること。
- vi 必要な音響、照明、映像関係機材の調達及び運営を行うこと。

### ② 実施運営

- i ステージイベントを行う場合、イベントの進行管理を行うこと。なお、イベントに係るシナリオは実行委員会と相談の上、作成すること。
- ii 運営上の安全確保を図り、来場者の管理及びスムーズな受付、誘導を実施すること。
- iii 不測の事態に対処するため必要な保険に加入すること。
- iv 様々な事情により、急遽クラフトフェアが中止となった場合、広告媒体（テレビ、ラジオ、SNS 等）にて早急に情報を掲載すること。
- v 当日の病人、負傷者等に対応するため、必要な資材・人員を配置すること。
- vi 会場設営から撤去までの期間に発生したゴミ処理及び清掃を法令に基づき適切に行うこと。

### ③ スタッフの配置

- i ステージイベントを実施する場合、舞台監督等の責任者、登壇者との調整スタッフ、舞台運営等に係る必要人員を配置することとし、円滑な運営のため実行委員会と連絡調整に必要な機材（インカム等）を用意すること。なお、配置場所、役割分担等の調整を実行委員会と十分協議のうえ、決定すること。

ii スタッフ証の用意・着用をすること。

④ クラフトフェア記録用写真の撮影

広報宣伝用素材として、当日のクラフトフェアの開催状況について、記録用写真を撮影すること。

※写真サイズは1枚あたり2MB以上

⑤ 警備

会場内における来場者の安全を最優先に、企画の運営に支障のない警備計画の作成・実施を提案、実施すること。

6 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び実行委員会との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて実行委員会に提出すること。

7 再委託の可否

- (1) 受託事業者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託事業者は、本事業の一部を委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、実行委員会の了解を得なければならない。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する業務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、実行委員会は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。
  - ア) 実行委員会から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
  - イ) 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、実行委員会に報告すること。
  - ウ) 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、実行委員会から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
  - エ) 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。
  - オ) 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。

- (5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

## 8 成果品

- (1) 成果品は次のとおりとし、成果品の著作権は実行委員会に帰属する。
- ① 実施結果報告書（実施計画書、運営マニュアルを含む） ----- 1部
  - ② ①の電子データ一式 ----- 1部
  - ③ 本業務で使用した印刷物のデザインや当日の写真データ一式 ----- 1部
- (2) 提出期限  
提出期限は、実行委員会と協議の上決定すること。
- (3) 納入先  
大阪・関西万博奈良県実行委員会事務局（奈良県総務部知事公室万博推進室内）

## 9 業務完了報告書等の提出

- (1) 委託業務完了後、「業務完了報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。
- (2) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

## 10 その他

- (1) 個人情報の取り扱い  
受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 仕様変更について  
実行委員会は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。
- (3) 知的財産権の取扱
- ア) 実行委員会は、本業務により得られた知的財産権（8 成果品の著作権を除く）を受託者から譲り受けないものとする。
  - イ) 実行委員会及び実行委員会が指定する第三者は、上記アにかかわらず、本業務の目的を達成するため必要がある場合又は公共の利益のために必要がある場合において、無償で上記アの知的財産権を実施することができる。
- (4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものを  
のぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。

(5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、  
実行委員会と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないとき  
は、実行委員会の決定するところによるものとする。

以 上